

平成 19 年 11 月 26 日

砥部町教育委員会 様

砥部町立中学校統合検討委員会
委員長 肥 田 禎 之

答 申 書 (案)

平成 18 年 11 月 24 日付け、18 砥教学第 483 号で諮問を受けた「生徒にとって望ましい教育環境を確保するため砥部中学校と広田中学校を統合する」方針を念頭に、その他統合に関する事項について、当検討委員会において慎重に審議した結果、下記により答申します。

はじめに

砥部町立中学校統合検討委員会設置要綱に基づき、昨年 11 月に設置された砥部町立中学校統合検討委員会において、5 回の検討委員会を重ね、子どもたちにとって望ましい教育環境を確保するという観点から、早期の統合が望ましいという意見の一致を見て、統合時期は、保護者の意見を尊重し、平成 21 年 4 月が望ましいとする第一回目の答申をしました。

その後、3 回の検討委員会により「その他統合に必要な事項」について統合方針案に基づき、協議を重ねた結果、今回、第二回目の答申をします。

記

その他統合に必要な事項

(1) 通学方法について

通学方法は、専用マイクロバスによる無料運行とすることが必要と考えます。

運行経路は、高市小学校を基点に広田中学校前と玉谷小学校体育館付近を停留所として、砥部中学校まで往復するとともに、必要に応じて停留所付近に駐輪場を整備することが必要と考えます。

また、運行時間は、朝の通学時に 1 便、下校時は正規授業終了後

と部活動終了後の2便の運行を行なうなど適切な配慮が必要と考えます。

バスの運行は安全確保を第一に、部活動の登下校などその時の状況による柔軟な対応が必要と考えます。

(2) 生徒の心のケアについて

生徒の心のケアについては、統合当初は、広田地域の子どもたちが孤立し不安にならないよう充分配慮し、学級編制することが必要と考えます。

教員については、加配や広田中学校に在籍していた教員を優先して砥部中学校へ異動できるよう愛媛県教育委員会に要望する必要があると考えます。

また、現在、双方の中学校で実施しているスクールカウンセラー事業を統合後も引き続き実施し、さらなる心のケア体制の充実を図っていく必要があると考えます。

(3) 学校行事等の交流事業について

学校行事等の交流事業は、小学校間及び中学校間において様々な機会を利用し、子ども同士がふれあうことができる環境において交流を図ることが必要と考えます。

(4) 閉校関係事業について

閉校関係事業は、専門的な組織により検討を行ない、広田中学校や広田地域住民の意見を充分尊重し、実施することが適切と考えます。

(5) その他

統合時の制服、体操服、カバンなど、広田中学校の保護者に極力負担がかからないよう支援するなど、柔軟かつ適切に対応する必要があると考えます。

また、この答申以外の事案については、広田地域の生徒・保護者に過大な負担がかからないよう適切に対応する必要があると考えます。